

## 用途地域指定調査

### 計画の概要

用途地域は、都市計画法第8条で定められている地域地区制の中で、土地利用の誘導、規制を指定した地域ごとに行うことを目的とした制度であり、これは、市街地における合理的な土地利用を図り、まちづくりの背骨となる法制度である。

本調査は、市街化区域内等の土地利用の現況や動向と、「整備・開発又は保全の方針」や「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で示される将来の土地利用の方向性をふまえて、建築物の用途の混在による混乱を防止すること等によって良好な市街地の形成を図り、住居、商業、工業などが適正に配置された合理的な土地利用を図るため、12種類の用途地域を定める（又は見直す）ことを目的としている。

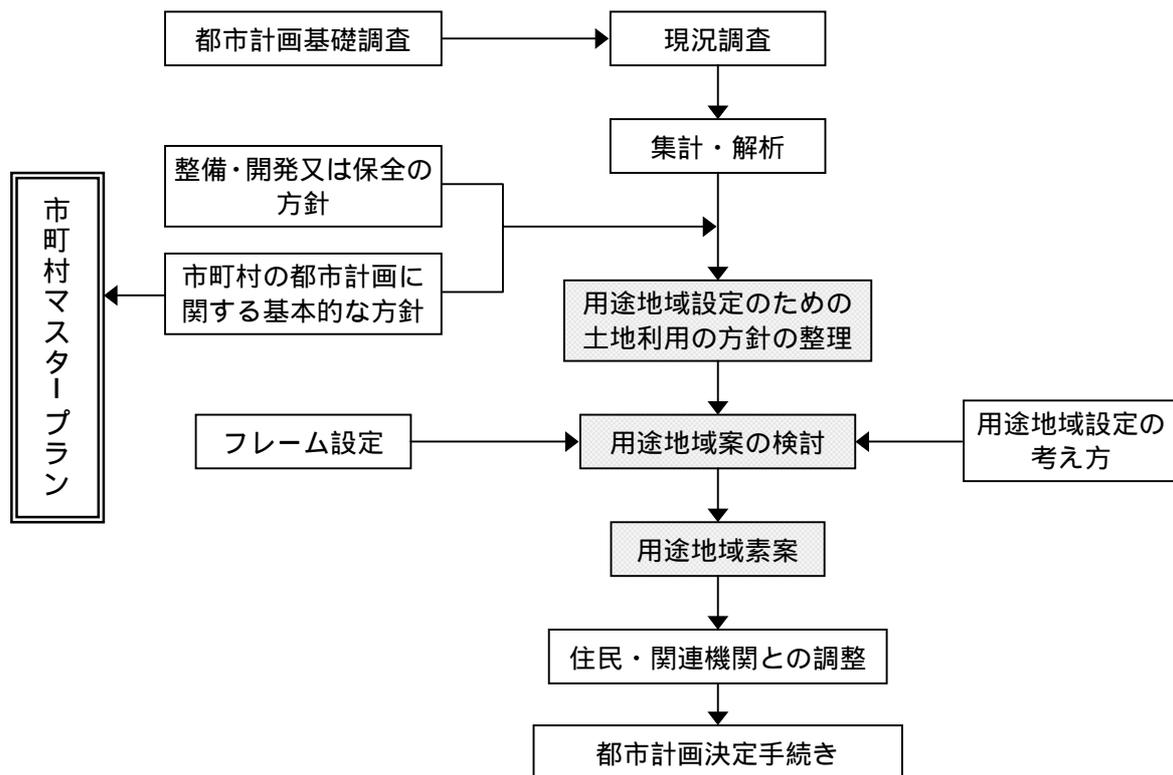
### 計画対象地域

市街化区域を対象とする。

### 計画期間

計画期間は、概ね1年間とする。

### 計画フロー



### 計画の内容

- 1．地区の位置づけ
- 2．地区の現況
- 3．土地利用計画と各ゾーンの将来イメージ
- 4．用途地域地区の変更内容の検討